【様式３】

【令和７年４月１日版】

入札参加資格審査申請書（誓約書・委任状）

令和　　年　　月　　日

大阪市契約担当者

本店（主たる営業所）
の所在地

商号又は名称

代表者の役職氏名

支店又は営業所の
所在地

名　　　称

受任者役職氏名

令和　　年　　月　　日付公告、告示第　　　　号の下記案件に係る入札参加のため、関係書類を添えて資格審査を申請します。

１　案件名称

２　入札参加資格審査申請種目

物品供給等

申請種目番号	申請種目名称

業務委託（各分類「その他役務」の場合は、小分類の下に具体的内容を記入）

申請種目（大分類）		申請種目（中分類）		申請種目（小分類）	
番号	名　　称	番号	名　　称	番号	名　　称
					（　　　　　）

※裏面に誓約事項及び委任事項があります

〇誓約事項

誓約事項	内　　　　　容
誓約事項１	地方自治法施行令第 167 条の４（契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者）に該当しません。
誓約事項２	法令等の規定により、営業又は事業について免許、許可又は登録を要する場合において、当該免許、許可又は登録を受けています。
誓約事項３	大阪市税に係る徴収金を完納しています。
誓約事項４	入札参加資格審査時及び入札参加資格の承認期間中に大阪市税に係る徴収金の納入状況及び申告状況を大阪市が調査し、その調査結果を資格承認事務等に利用することを承諾します。
誓約事項５	大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に掲げる措置要件に該当する行為を行いません。また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱による措置を受けた場合は、同要綱に基づく公表がされることを承諾します。
誓約事項６	『ＷＴＯ随時申請用物品供給等・業務委託の入札参加資格審査申請要領』に記載の内容を全て理解したうえで申請しています。

上記のすべての誓約事項に同意します。なお、誓約事項に相違があった場合は、入札参加資格を取り消されても異議申し立てを行いません。

〇委任事項（受任者を設定する場合）

委任事項１	入札及び見積もり
委任事項２	契約の締結、変更及び解除
委任事項３	代金及び保証金の請求並びに受領
委任事項４	復代理人の選任及び解任
委任事項５	契約の履行に関する保証契約の締結

受任者を代理人と定め、「１案件名称」に記載の案件における上記の権限を委任します。

入札参加者基本情報

法人・個人区分	□1. 法人　□2. 個人	営業年数	年
決算月	月	売上高	千円
■本店登録内容			
郵便番号	〒　　　－		
本店所在地			
商号又は名称			
商号又は名称（カナ）			
代表者氏名			
代表者氏名（カナ）			
代表者の役職			
■支店登録内容　※支店等が本市との契約の窓口となる場合（受任者を設ける場合）に記入してください。			
郵便番号	〒　　　－		
支店等の所在地			
支店等の名称			
支店等の名称（カナ）			
受任者氏名			
受任者氏名（カナ）			
受任者の役職			
■入札等の連絡先　※本店登録の方は本店の連絡先、支店登録の方は支店の連絡先を記入してください。			
所属・部署名			
メールアドレス	@		
TEL	－　　－		
FAX	－　　－		
■その他項目			
資本金（払込済）	千円	法人登記簿の資本金と合致。個人や財団法人、公益社団法人等、資本金を設けない組織は記入しないで下さい。	
うち外国資本 （外国資本があれば記入）	千円	外国資本が 50%以上となる代表的な国名 （　　　　　　　　　　）	
従業員数	人		
企業区分	□1. 大企業 □2. 中小企業 □3. その他	個人事業者は 2. 中小企業、財団法人や公益社団法人等は 3. その他を選択してください。	

承認番号

大阪市使用印鑑届

WTO申請用

商 号 又 は 名 称		
代表者（役職氏名）		
受任者（役職氏名）		
押　　印　　欄	実　印	
	使　用　印	

※提出書類は、控えを取っておいてください。

※A4 縦型用紙に片面印刷をしたものを提出してください。

※実印、使用印ともに枠からはみ出ないように、鮮明に押印してください。

【令和７年４月１日版】

キリトリ

〒

（住所）大阪市

（担当部局）

宛

（差出人）
〒　　　　－
住所

社名

<WTO 案件申請書在中>

入札参加資格審査申請書及び添付書類一式を郵送する場合には、宛名部分を切り取って封筒宛名用にお使いください。

令和７年４月１日

ＷＴＯ随時申請用

入札参加資格審査申請要領

物品供給等・業務委託

１　この要領には大阪市が発注する政府調達協定の適用を受ける入札にかかる入札参加資格審査申請に必要な事項が記載されています。申請にあたっては必ずこの要領をお読み下さい。

２　申請は申請受付期間内に必要書類の必要事項を記入押印した上で証明書類等を同封して簡易書留等の送付履歴がわかるもので送付（書類到着状況は、追跡サービス等で各自確認してください。）又は持参することで完了します。（全ての書類に不備がないことが必要です。）

３　資格審査の結果は、入札案件毎の入札参加資格の審査結果通知と合わせて通知します。

４　この申請等で収集された情報は、個人情報の保護に関する法律及びその他の関連する法令等に従い大阪市の入札参加資格審査事務並びに契約事務においてのみ利用されますが、他の官公庁から照会があれば情報提供することがあります。
　また、大阪市情報公開条例に基づきその全部又は一部を公開することがあります。

◎入札参加資格審査の内容に関すること
大阪市契約管財局契約部契約課（委託・物品契約グループ）
電話 06-6484-7356（物品供給等）
06-6484-7083（業務委託）

◎入札参加資格審査資料の提出先
入札案件毎の担当部局
※　入札案件毎に大阪市の担当部局（申請の提出先）は異なりますので、必ず各入札説明書等に記載のある担当部局をご確認ください。

大　　　阪　　　市

令和７年４月１日

目　　　　次

１　資格要件・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１頁
２　申請の期間及び方法について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１頁
３　申請に当たっての注意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２頁
４　種目区分・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２頁
５　提出書類及び説明・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３頁
６　資格承認について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５頁
７　登録内容の変更について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５頁
８　日本国内に営業所を有しない業者が申請する場合・・・・・・・・・・・・・・５頁
９　申請において使用する言語等について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５頁
10　問い合わせ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５頁

別紙　　誓約事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６頁
資料１　地方自治法施行令第１６７条の４・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７頁
資料２　大阪市契約関係暴力団排除措置要綱（抄）・・・・・・・・・・・・・・・８頁
資料３　大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に
　　　　係る措置に関する規則（抄）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１０頁
資料４　大企業と中小企業の区分・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１２頁
資料５　大阪市からのお知らせ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１３頁

令和７年４月１日

１　資　格　要　件

入札参加資格審査申請するには次の要件を全て満たすことが必要です

① 地方自治法施行令第 167 条の４に該当しないこと（資料１）
② 大阪市税（注１）及び大阪府税に係る徴収金を完納していること。ただし、大阪府内に事業所を有しない者にあっては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近１事業年度の都道府県税（注２）に係る徴収金を完納していること

注１）大阪市税に係る徴収金とは、次のとおり

法人市民税、市・府民税・森林環境税、固定資産税・都市計画税（土地・家屋）、固定資産税（償却資産）、軽自動車税（種別割）、事業所税、市たばこ税、入湯税、上記市税に係る延滞金、重加算金、不申告加算金及び過少申告加算金

注２）全税目の証明様式がない場合「法人事業税・法人（都道府県）民税」の証明で可

③ 消費税及び地方消費税を完納していること
④ 法人にあっては申請種目を法人の目的としていることが、登記事項証明書(登記簿謄本)により確認できること
⑤ 法令等の規定により、営業について免許、許可又は登録を要する場合は、資格審査申請時において当該免許、許可又は登録を受けていること
⑥ 大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けていないこと及び同要綱別表に掲げるいずれの措置要件にも該当しないこと（資料２）
⑦ 大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則第３条第１項に規定する入札参加除外者及び同規則第９条第１項に規定する誓約書違反者に該当する者でないこと（資料３）
⑧ 経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと（会社更生法に基づく更正手続開始の決定、又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けたものを除く。）

※　大阪市契約規則も参照してください。

２　申請の期間及び方法について

(1)　申請の期間

入札案件毎に定まっている申請受付期間内に、定められた方法により入札参加申請を行ってください。詳しくは、各入札説明書等にてご確認ください。

(2)　申請の方法及び提出先

別紙の入札参加資格審査申請書（誓約書・委任状）及びその他添付書類に必要事項を記入し押印して、添付書類とともに簡易書留等の送付履歴がわかるもので各入札説明書等に記載のある担当部局（※）まで送付又は持参してください。

送付の場合は申請書類一式を角型２号封筒に入れ、別紙の宛名ラベルを貼り付けて送付してください。

※ 入札案件毎に大阪市の担当部局（申請の提出先）は異なりますので、必ず各入札説明書等に記載のある担当部局をご確認ください。

３　申請に当たっての注意事項

(1)　申請書（添付書類を含む）中の重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事項について申告しなかった場合には、入札参加資格の承認を受けられず、また、承認後に発覚した場合には、資格を取り消すことがありますので十分注意してください。

(2)　入札参加申請を行うには、別紙「誓約事項」に定める誓約事項に誓約することが必要です。

(3)　複数案件の申請を行う場合は、入札参加資格審査申請書及び添付書類は案件毎に提出が必要です。ただし、公告内容（告示番号、入札日程及び担当部局）が同一の複数案件の申請を行う場合は、申請書及び添付書類については１部で可とします。

(4)　申請内容に不備等があった場合は、本市より電話等で連絡する場合がありますので、申請書類一式については送付される前に必ず控えを取っておいて下さい。

(5)　送付による申請を行った場合、各入札説明書等に記載のある担当部局あてに送付した事実を電話にて連絡してください。

(6)　この申請で承認される入札参加資格は、この申請にかかる案件についてのみ有効です。継続して入札参加を希望する場合は、別途随時申請を行ってください。（海外業者においては、随時申請又は種目追加において登録できない場合があります。）

４　種目区分

本市入札参加資格において定める登録種目は「資料５　申請種目表」のとおりとなっておりますが、今回の申請種目については、入札説明書等に定められている種目を申請してください。

令和７年４月１日

５　提出書類及び説明

提出書類は次のとおりです。それぞれの説明をよく読んでから提出してください。

パターン１：入札参加有資格者名簿に登録のない法人
パターン２：入札参加有資格者名簿に登録のある法人（種目追加）
パターン３：入札参加有資格者名簿に登録のない個人
パターン４：入札参加有資格者名簿に登録のある個人（種目追加）

№.	必要書類名	説明	パターン			
			１	２	３	４
1	入札参加資格審査申請書 （誓約書・委任状）	○申請要領及び記載例をよく確認し、必要項目を記入してください。 ○誓約事項及び委任事項に同意いただけない場合は、申請できません。 ○受任先（支店情報） ・本社が遠方にある等の理由により代表者の権限（入札、契約、請求、受領等）を代理の者（支店長、営業所長等）に委任する場合は、支店・受任者の項目を記入してください。 ○申請種目 ・入札説明書等に定められている種目を記入してください。	○	○	○	○
2	商業・法人登記の 登記事項全部証明書	○「履歴事項」又は「現在事項」いずれか ○発行後３か月以内のもの（コピー可）	○	－	－	－
3	身分証明書	○代表者の本籍地の市区町村が発行する「禁治産者、準禁治産、破産者でないこと」を証明するものを提出してください。 ○発行後３か月以内のもの（コピー可）	－	－	○	－
4	登記されていないことの証明書	○法務局が発行する「成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がないこと」を証明するものを提出してください。 ○発行後３か月以内のもの（コピー可）	－	－	○	－
5	府税（全税目）の納税証明書	○「全税目の府税及びその附帯徴収金に未納の額のないこと」を証明するものを提出してください。 ※証明書の住所又は所在地は大阪府内に限ります。 ○大阪府内に事業所を有しない方は、「本店管轄の都道府県税の未納の額のないこと」を提出してください。 ※全税目の証明様式がない場合は、直近１事業年度の「法人事業税・法人（都道府県）民税」に係る納税証明書を提出してください。 ○発行後３か月以内のもの（コピー可）	○	－	○	－
6	消費税及び地方消費税の 納税証明書（その３）	○本店管轄の税務署が発行する「消費税及び地方消費税について未納の額のないこと」を証明するものを提出してください。 ※その３の２、その３の３でも可とします。 ○発行後３か月以内のもの（コピー可）	○	－	○	－

7	大阪市使用印鑑届	○入札・契約事務に使用する印鑑を届け出てください。 ○実印 ・印鑑証明書と同一の印に限ります。 ○使用印（代表者の場合） ・実印を使用する場合は、実印を押印してください。 ・実印と異なる印を使用する場合は、代表者の役職又は氏名（氏名、氏又は名）が表示された印を押印してください。 ○使用印（受任者の場合） ・受任者の役職名又は氏名（氏名、氏又は名）が表示された印を押印してください。 ○認められない印 ・商号又は役職名が申請内容と異なる印（実印、役職の一部を表示された印は可） ・スタンプ印	○	－	○	－
8	印鑑（登録）証明書	○法人の場合 ・法務局発行の代表者の印鑑証明書 ○個人の場合 ・市区町村発行の代表の印鑑登録証明書 ○発行後３か月以内のもの、原本に限る	○	－	○	－
9	財務諸表	○法人の場合 ・貸借対照表、損益計算書 ・開始貸借対照表（営業年数１年未満の場合） ○個人の場合 ・貸借対照表又は確定申告書の写し ○最近１か年のもの	○	－	○	－
10	障害者雇用状況報告書（様式６号）	○常用雇用労働者数（除外率により除外すべき労働者を控除した数）が 40 人以上の場合に提出してください。 ○毎年６月１日基準日で本店所在地管轄の公共職業安定所（ハローワーク）に提出済の最新のものを提出してください（コピー可）	○	－	○	－

６　審査結果について

この申請に基づく資格審査結果は、案件毎の入札参加資格の審査結果通知と合わせて通知します。

７　登録内容の変更について

この資格審査申請を行ってから開札及び業者決定までの間に、申請いただいた内容に変更が生じた場合は、早急に下記問い合わせ先までご連絡いただき、指示に従ってください。

なお、変更の内容によっては、入札参加資格を認められない場合があります。

また、相続・組織変更・合併・事業譲渡・会社分割等については、事前にお問い合わせください。

８　日本国内に営業所を有しない業者が申請する場合

押印の必要があるものについては、署名をもって代えることができます。

申請書の「本店（主たる営業所の所在地）」については、本店の所在する国名及び所在地名を記入してください。

なお、日本国内に連絡場所がある場合には、その所在地を欄外に記入してください。

９　申請において使用する言語等について

申請及び提出書類の記載は、日本語で行ってください。

なお、提出書類のうち外国語で記載された事項については、必ず日本語の訳文を添付してください。

申請及び提出書類に用いる金額は、日本国通貨によることとし、出納官吏事務規程（昭和 22 年大蔵省令第 95 号）第 16 条に規定する申請日現在有効の外国貨幣換算率により日本国通貨に換算した額を記載してください。

10　問い合わせ

〇この申請に基づく入札参加資格の審査に関すること

大阪市契約管財局契約部契約課（委託・物品契約グループ）
06-6484-7356（物品供給等）
06-6484-7083（業務委託）

〇資料提出先及び案件毎の入札参加資格・入札執行に関すること

入札案件毎に大阪市の担当部局（申請の提出先）は異なりますので、必ず各入札説明書等に記載のある担当部局をご確認ください

令和７年４月１日

別紙

誓約事項

入札参加資格審査申請時に次の事項に同意いただけるかどうかの確認を行います。
同意いただけない場合は、大阪市への申請はできません。

誓約事項	内　　　　容
誓約事項１	地方自治法施行令第 167 条の４（契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者）に該当しません。
誓約事項２	法令等の規定により、営業又は事業について免許、許可又は登録を要する場合において、当該免許、許可又は登録を受けています。
誓約事項３	大阪市税に係る徴収金を完納しています。
誓約事項４	入札参加資格審査時及び入札参加資格の承認期間中に大阪市税に係る徴収金の納入状況及び申告状況を大阪市が調査し、その調査結果を資格承認事務等に利用することを承諾します。
誓約事項５	大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に掲げる措置要件に該当する行為を行いません。また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱による措置を受けた場合は、同要綱に基づく公表がされることを承諾します。
誓約事項６	『ＷＴＯ随時申請用物品供給等・業務委託の入札参加資格審査申請要領』に記載の内容を全て理解したうえで申請しています。

令和７年４月１日

資料１

地方自治法施行令

（一般競争入札の参加者の資格）

第 167 条の４　普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

（1）当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者

（2）破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

（3）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者

２　普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について 3 年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

(1) 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

(2) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

(3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

(4) 地方自治法第 234 条の 2 第 1 項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

(5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。

(6) 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。

(7) この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

令和７年４月１日

資料２

大阪市契約関係暴力団排除措置要綱（抄）

（目的）

第１条　この要綱は、大阪市暴力団排除条例（平成 23 年大阪市条例第 10 号。以下「条例」という。）第７条から第９条の規定に基づき、大阪市が締結する公共工事等及び売払い等の契約から暴力団員及び暴力団密接関係者を排除するための措置等に関し、必要な事項を定めるものとする。

（入札等除外措置等）

第３条　市長は、有資格者が別表各号に掲げる措置要件に該当すると認めるときは、条例第８条の規定に基づき、契約部会の答申を経て、当該有資格者を公共工事等及び売払い等の契約から同表に定める期間において、排除する措置（以下「入札等除外措置」という。）を行うものとする。ただし、市長が緊急その他の事由があると認めるときは、契約部会の答申を経ることなく当該有資格者について入札等除外措置を行うことができる。

２　前項の規定は、入札参加資格の登録（大阪府における登録を含む。）を正当な理由がなく取り下げ、かつ、当該登録を取り下げた日から１年を経過しない者（以下「登録取下げ者」という。）及び入札等除外措置を受けた有資格者を構成員として含む共同企業体についても適用する。この場合において、別表中「有資格者」とあるのは「登録取下げ者」と読み替えるものとする。

３　市長は、前２項の規定に基づき入札等除外措置を行った有資格者及び登録取下げ者について、入札等除外措置を行った日から別表各号に定める期間を経過し、かつ当該有資格者から入札等除外措置の解除の申出があり、別表各号のいずれの措置要件にも該当する事実がないと認めるときは、契約部会の答申を経て、入札等除外措置を解除するものとする。この場合において市長は、別表各号いずれの措置要件にも該当する事実がないことを証明する資料等の提出を求めることができる。

４　市長は、第１項若しくは第２項の規定により入札等除外措置を行ったときは、その事実が別表各号に掲げる措置要件に該当する場合に応じ、それぞれに定める期間、当該措置を受けた者の氏名及び住所（法人である場合は、当該法人の名称、代表者の氏名及び事務所の所在地)、入札等除外措置の内容その他必要な事項を公表するものとする。

（注意喚起）

第４条　市長は、前条に定めるほか、この要綱の趣旨に照らし必要があると認めるときは、当該有資格者及び登録取下げ者に対し、必要な措置をとるべきことを注意喚起するものとする。

（有資格者の審査における排除）

第５条　市長は、条例第８条第１項第１号の規定に基づき、有資格者の審査に際し、入札等除外措置を受けている者の資格を認めてはならない。

（下請負等の禁止及び下請契約の解除等）

第９条　局長等は、条例第７条の規定に基づき、公共工事等の契約の相手方が前条各号に掲げる者を、下請負人等とすることを許してはならない。

２　局長等は、公共工事等において前条各号に掲げる者を下請負人等としていると認めるときは、条例第８条第１項第７号の規定に基づき、当該公共工事等の契約の相手方に対して、当該下請負人等との契約の解除を求めるものとする。

（契約の解除の指導）

第 11 条　局長等は、条例第８条第１項第６号又は第７号の規定に基づく契約解除ができるよう、公共工事等及び売払い等の契約締結に当たり当該契約書に暴力団排除条項を盛り込むとともに、当該契約の相手方に対し、下請負人等との契約締結に当たって暴力団排除条項を盛り込むよう指導するものとする。

（入札等除外措置の通知等）

第 16 条　市長は、第３条第１項若しくは第２項の規定による入札除外措置、同条第３項の規定による入札除外措置の解除、第４条の規定による注意喚起又は第 12 条第６項の規定による誓約書違反の公表を決定したときは、遅滞なく、当該措置等又は公表の対象者に通知するものとする。

別表

措　置　要　件	期　　間
１　有資格者又はその役員等が、暴力団員であると認められるとき	左の認定をした日から２年を経過し、かつ改善されたと認められるまで
２　有資格者又はその役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき	左の認定をした日から 1 年を経過し、かつ改善されたと認められるまで
３　有資格者又はその役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えたと認められるとき	
４　有資格者又はその役員等が、暴力団又は暴力団員と飲食や旅行を共にするなど、社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき	
５　有資格者又はその役員等が、下請契約、資材・原材料の購入契約又はその他の契約に当たり、その相手方の入札参加資格の有無にかかわらず、前各号の規定に該当する者であると知りながら、当該契約を締結したと認められるとき	

令和７年４月１日

資料３

大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（抄）

（入札参加除外者等の指定）
第三条　知事は、入札参加資格者及び公共工事等に係る入札の参加の資格の登録を正当な理由がなく取り下げ、かつ、当該登録を取り下げた日から一年を経過しない者（以下これらを「入札参加資格者等」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該入札参加資格者等を公共工事等から排除する者（以下「入札参加除外者」という。）として指定するものとする。
一　暴力団員
二　次に掲げる者のうちに暴力団員のあるもの
ア　役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）
イ　支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者
ウ　営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にあるものであって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者
エ　事実上経営に参加していると認められる者
三　暴力団密接関係者（前号に掲げるものを除く。）
２　知事は、入札参加資格者等のうち、複数の建設業者（建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二条第三項に規定する建設業者をいう。以下同じ。）が継続的な協力関係を構築することにより経営及び施工の能力を強化する目的で結成した団体（以下「経常建設共同企業体」という。）であって、入札参加除外者を構成員とするものを、公共工事等から排除する経常建設共同企業体（以下「指定構成員共同企業体」という。）として指定するものとする。
３　知事は、前二項の規定による指定をしたときは、速やかに、相手方に対し、書面によりその旨を通知するものとする。

（誓約書違反者の指定等）
第九条　知事は、前条第一項、第三項又は第五項の規定により誓約書を提出した元請負人及び下請負人等について、第三条第一項各号のいずれかに該当すると認めるとき（同条第一項の規定により入札参加除外者の指定を行った場合を除く。）は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める期間、誓約書に違反した者（以下「誓約書違反者」という。）として指定するものとする。
一　第三条第一項第一号又は第二号に該当する誓約書違反者　指定を受けた日から二年
二　第三条第一項第三号に該当する誓約書違反者　指定を受けた日から一年
２　誓約書違反者は、第三条第一項各号のいずれにも該当しなくなった場合は、知事に対し、当該指定の事由がなくなった旨を申し出ることができる。この場合において、知事は、第三条第一項各号のいずれにも該当しなくなったと認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該指定を解除するものとする。

３　知事は、第一項の規定により指定し、又は前項の規定により指定を解除したときは、速やかに、相手方に対し、書面によりその旨を通知するものとする。
４　第四条(第二項を除く。)、第五条、第六条並びに第七条第二項及び第三項の規定は、誓約書違反者について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第四条第一項及び第三項	入札参加除外者及び指定構成員共同企業体	誓約書違反者
第四条第四項	前二項	前項
	入札参加除外者	誓約書違反者
第五条第一項及び第二項	入札参加除外者	誓約書違反者
第六条第一項	第三条第一項	第九条第一項
第六条第二項	第三条第一項	第九条第一項
	次条第一項又は第三項の規定による指定の解除の日	第九条第一項各号に定める期間が満了した日又は同条第二項の規定による指定の解除の日のいずれか早い日
第七条第二項	前項	第九条第二項
	当該入札参加除外者	当該誓約書違反者
第七条第三項	第一項	第九条第一項
	入札参加除外者	誓約書違反者
	当該入札参加除外者	当該誓約書違反者
	第三条第一項	同項

資料４

大企業と中小企業の区分

（官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律）

企業の主たる業種に応じ、下表の「資本の額又は出資の総額」又は「常時使用する従業員数」のいずれかに該当する場合は中小企業になっています。

No.	業　　　　　種	資本の額又は出資の総額	常時使用する従業員数
1	製造業、建設業、運輸業及びその他の業種（No.２以降を除く）	３億円以下	300 人以下
2	卸売業	１億円以下	100 人以下
3	サービス業（No.６，７を除く）	５千万円以下	100 人以下
4	小売業	５千万円以下	50 人以下
5	ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。）	３億円以下	900 人以下
6	ソフトウェア業又は情報処理サービス業	３億円以下	300 人以下
7	旅館業	５千万円以下	200 人以下
8	事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会	構成員たる事業者の３分の２以上が上記 No.１～No.７の一に該当するもの	
9	企業組合、協業組合		

資料７

大阪市からのお知らせ

大阪市における入札契約制度の改正や今後の方針についての発表等は大阪市電子調達システムホームページ上（https://www.keiyaku.city.osaka.lg.jp/）において随時発表します。

申請される方及び有資格者の方はお知らせを参照のうえ、入札などに参加していただきますようお願いします。

【令和７年４月１日版】

入札参加資格審査申請書（誓約書・委任状）

令和●●年●●月●●日

大阪市契約担当者

本店（主たる営業所）
の所在地　　ｏｏ県ｏｏ市ｏｏ町１－２－３

商号又は名称　　株式会社 契約産業

代表者の役職氏名　　代表取締役　物品　太郎

大阪市との入札及び契約において支店等を登録する場合に記入してください。

支店又は営業所の
所在地　　大阪府大阪市ｏｏ区ｏｏ町１－１－１

名　　　称　　株式会社 契約産業　大阪支店

受任者役職氏名　　大阪支店長　委託　花子

令和●●年●●月●●日付公告、告示第●●●号の下記案件に係る入札参加のため、関係書類を添えて資格審査を申請します。

１　案件名称

ｏｏｏｏ産業廃棄物収集運搬業務委託

２　入札参加資格審査申請種目

物品供給等

申請種目番号	申請種目名称

業務委託（各分類「その他役務」の場合は、小分類の下に具体的内容を記入）

申請種目（大分類）		申請種目（中分類）		申請種目（小分類）	
番号	名　称	番号	名　称	番号	名　称
01	建物等各種施設管理	16	廃棄物処理	03	産業廃棄物（収集・運搬） （　　　　　）

※裏面に誓約事項及び委任事項があります

○誓約事項

誓約事項	内　　　　　　容
誓約事項１	地方自治法施行令第 167 条の４（契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者）に該当しません。
誓約事項２	法令等の規定により、営業又は事業について免許、許可又は登録を要する場合において、当該免許、許可又は登録を受けています。
誓約事項３	大阪市税に係る徴収金を完納しています。
誓約事項４	入札参加資格審査時及び入札参加資格の承認期間中に大阪市税に係る徴収金の納入状況及び申告状況を大阪市が調査し、その調査結果を資格承認事務等に利用することを承諾します。
誓約事項５	大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に掲げる措置要件に該当する行為を行いません。また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱による措置を受けた場合は、同要綱に基づく公表がされることを承諾します。
誓約事項６	『ＷＴＯ随時申請用物品供給等・業務委託の入札参加資格審査申請要領』に記載の内容を全て理解したうえで申請しています。

上記のすべての誓約事項に同意します。なお、誓約事項に相違があった場合は、入札参加資格を取り消されても異議申し立てを行いません。

○委任事項（受任者を設定する場合）

委任事項１	入札及び見積もり
委任事項２	契約の締結、変更及び解除
委任事項３	代金及び保証金の請求並びに受領
委任事項４	復代理人の選任及び解任
委任事項５	契約の履行に関する保証契約の締結

受任者を代理人と定め、「１案件名称」に記載の案件における上記の権限を委任します。

【令和７年４月１日版】

入札参加者基本情報

法人・個人区分	■1. 法人　□2. 個人	営業年数	●年
決算月	●月	売上高	●●●●●千円

■本店登録内容

郵便番号	〒●●●－●●●●
本店所在地	○○県○○市○○町１－２－３
商号又は名称	株式会社　契約産業
商号又は名称（カナ）	カブシキガイシャ　ケイヤクサンギョウ
代表者氏名	物品　太郎
代表者氏名（カナ）	ブッピン　タロウ
代表者の役職	代表取締役

■支店登録内容

※支店等が本市との契約の窓口となる場合（受任者を設ける場合）に記入してください。

郵便番号	〒●●●－●●●●
支店等の所在地	大阪府大阪市○○区○○町１－１－１
支店等の名称	大阪支店
支店等の名称（カナ）	オオサカシテン
受任者氏名	委託　花子
受任者氏名（カナ）	イタク　ハナコ
受任者の役職	大阪支店長

■入札等の連絡先

※本店登録の方は本店の連絡先、支店登録の方は支店の連絡先を記入してください。

所属・部署名	営業部
メールアドレス	ｘｘｘｘｘｘ　＠　ｘｘｘｘｘｘ
TEL	●●－●●●●－●●●●
FAX	●●－●●●●－●●●●

■その他項目

資本金（払込済）	●●●千円	法人登記簿の資本金と合致。個人や財団法人、公益社団法人等、資本金を設けない組織は記入しないで下さい。
うち外国資本 （外国資本があれば記入）	千円	外国資本が 50%以上となる代表的な国名 （　　　　　　　　　　）
従業員数	●●人	
企業区分	□1. 大企業　■2. 中小企業　□3. その他	個人事業者は 2. 中小企業、財団法人や公益社団法人等は 3. その他を選択してください。

承認番号

大阪市使用印鑑届

WTO申請用

<table>
<tr><td>商 号 又 は 名 称</td><td>株式会社　契約産業</td></tr>
<tr><td>代表者（役職氏名）</td><td>代表取締役　物品　太郎</td></tr>
<tr><td>受任者（役職氏名）</td><td>大阪支店長　委託　花子</td></tr>
<tr><td rowspan="2">押　　印　　欄</td><td>実　印
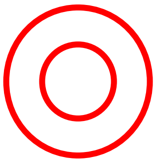</td></tr>
<tr><td>使　用　印
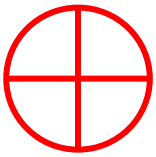</td></tr>
</table>

※提出書類は、控えを取っておいてください。

※A4 縦型用紙に片面印刷をしたものを提出してください。

※実印、使用印ともに枠からはみ出ないように、鮮明に押印してください。

（別冊）

種　目　一　覧

ー 物 品 供 給 等 用 ー

登録種目		例　　示
01	事務用品・機器	バインダー、アルバム、ノート、ボールペン、手提げ金庫、紙幣計算機、シュレッダー、レジスター、ラミネーター、ラベルライター、謄写機（輪転式）、デジタル製版一体型印刷機、同印刷機用消耗品
02	用紙	用紙類（ＰＰＣ用紙、上質紙、模造紙、更紙、連続帳票用紙、ダンボール）
03	封筒	封筒、封筒印刷
04	印章品	印判
05	活平版	パンフレット、リーフレット、ポスター、チラシ、複写伝票、印刷を伴う啓発物品（啓発用うちわ、啓発用ポケットティッシュ等）
06	軽印刷	議事録、名簿（完全版下提供のもの）
07	フォーム印刷	連続帳票印刷、ＯＣＲ用紙印刷、ＮＩＰ用紙印刷
08	特殊印刷	ステッカー印刷、シール印刷、ペーパークラフト印刷、地図印刷、点字印刷
09	製本	製本、手帳製本（製本単独。印刷は伴わない）
10	青写真	青写真、陽画写真、第二原図、カラーコピー、ＣＤＲ焼付、電子媒体コピー
11	家具	机、椅子、ロッカー、キャビネット、書架、書庫、パーティション、ベッド（医療用除く）、マットレス、据置型金庫
12	室内装飾	カーテン、室内用暗幕、緞帳、ブラインド、ロールスクリーン、サイドボード、タイルカーペット、畳（柔道畳除く）
14	舞台装置	舞台照明装置、舞台音響装置、舞台用機材、暗幕（舞台用）、緞帳（舞台用）、大道具
15	服類	制服、作業服、下着類、白衣、帽子、ヘルメット、手袋、軍手、靴、皮革製品（靴、革製手袋、革製カバン）、ゴム製品（カッパ、ゴム製手袋、長靴）
16	寝具	寝具、毛布、枕、座布団
17	テント	イベント用テント、防水シート
18	タオル	タオル（贈答品を除く）
19	産業用機器	取付管用テレビカメラ装置、ワイヤーカット放電加工機、圧延機、転削盤、空き缶圧縮機、電動リフト、高所油圧作業台、ダイオキシン対策用乾湿両用掃除機、ミシン、ハンマー、ドリル、各種ポンプ、高圧洗浄機、車体自動洗浄装置、蓄電池（自動車・車両用を除く）、無停電電源装置、ごみ処理施設用部品（コンベアベルト、フライトコンベアチェーン）、火葬炉用部品、産業用機器部品、ろ布・フィルター、「23 家庭用電気機器」以外の電気機器
21	建設用機器	ブルドーザー、ホイルローダー、小型振動ローラー、バックホー、建設用測量機器
22	農業用機器	芝刈り機、耕うん機

登 録 種 目		例　　　　　示
23	家 庭 用 電 気 機 器	テレビ、エアコン、空気清浄機、冷蔵庫、冷凍庫、掃除機、照明器具（蛍光灯等）、乾電池
24	通　信　用　機　器	放送関連機器（マイク、アンプ、スピーカー）、電話機、無線機、送受信装置、インターホン、防犯カメラ
25	視　聴　覚　機　器	視聴覚システム、スクリーン、プロジェクター、映写機
26	ＯＡ機器・用品	パソコン、プリンタ、サーバ、ネットワーク通信機器、業務用ＦＡＸ、カードリーダー、デジタル印刷機（コピー機）、スキャナ、トナーカートリッジ、スイッチ、ハブ、ＯＡ周辺機器、ＯＡ用メディア、インクカートリッジ、ソフトウェア
27	医　療　用　機　器	超音波診断装置、人工呼吸器、保育器、滅菌器、無影灯、医療用ベッド、担架、医療用消耗品（医療用手袋、医療用マスク、医療用おむつ、ディスポシーツ、感染防止衣）、身長計、体重計、聴診器
28	理　化　学　機　器	電子顕微鏡、質量分析装置、水質自動測定装置、ドラフトチャンバー、ガス検知器、騒音計、水位計、水道メータ、ケージ（動物用檻）
29	医　　薬　　品	医薬品、医療用ガス、検査試薬、救急セット、衛生材料（保健用ガーゼ等）
30	工　業　薬　品	工業化学薬品、防疫薬品、活性炭、水処理剤、農薬、防塵剤（にがり）、抗菌剤、プール用薬剤
31	業務用厨房機器	食器洗浄器、適温配膳車、生ごみ処理機、業務用冷蔵庫、ガス製品（給湯器、ガスファンヒーター）
32	写　　　　真	フィルムカメラ、デジタルカメラ、ビデオカメラ、カメラ用品、望遠鏡、現像及びプリント、パネル
33	石　　油　　類	石油燃料（揮発油、軽油、灯油、重油）、潤滑油
34	高　圧　ガ　ス	プロパンガス、天然ガス、その他燃料
35	自　動　車　販　売	乗用自動車、トラック、ワゴン車、バス、救急車、ごみ収集車、その他特殊用途自動車、自動車ぎ装、自動二輪車
36	自　動　車　用　品	自動車部品、タイヤ、カーバッテリー、カーナビゲーション、ＥＴＣ
37	自　動　車　修　理	自動車修理
38	自転車・雑車	自転車、リヤカー
39	船舶・航空機・鉄道	ヘリコプター、船舶、ボート、各種船舶類（台船、ゴムボート、浮き桟橋等）、船舶用機器・部品（プロペラ等）、船舶用具（曳舟ロープ）
40	木　　　　材	木材、木杭
41	石　　　　類	砂、砂利、砕石、土、石材、コンクリート類（ピーシー製品、生コンクリート、コンクリートブロック、ヒューム管）、セメント・アスファルト舗装材（セメント、石粉、アスファルト乳材、合材）、レンガ・陶管・タイル、鉱滓
42	金　　属　　類	ボルト、フェンス、鉄鋼（鋼材、鋼管、鋼管杭、鋼矢板）、鋳鉄（鋳鉄管及び接合部品、鉄蓋、マンホール蓋、消火栓ボックス）、水道資材（弁類、給水栓、消火栓）

登録種目		例示
43	造園材料	肥料、種苗、花卉、樹木、園芸用品
44	簡易建物	仮設トイレ（基礎工事を含むものは除く）
45	その他材料	ペンキ、ウェス、「15 服類」以外のゴム製品（ゴムホース、防舷材など）、塩化ビニル管、パッキン、水道資材（非金属材料）、電設資材（電線、架線金物、碍子、絶縁物）、営繕材料、ガラス、ろ過砂、ろ過砂利
46	学校教材具	教材、教具、遊具
47	黒板	黒板
48	運動具	運動具用品、潜水器具類、公園遊具、スポーツウェア、運動靴、ライン用消石灰、柔道畳、体育用マット、武道具
49	楽器	楽器、和楽器、楽器用アンプ、音楽ＣＤ、テープ
50	模型	人体骨格模型、工学模型
51	図書	書籍、雑誌、定期刊行物、新聞、地図、住宅地図、楽譜、映像資料
52	道路標識	ガードレール、カーブミラー、クッションドラム、交通安全資材（防護柵、車止め、カラーコーン）
53	看板	看板、標示プレート、犬の鑑札、街区表示板
54	銘板	銘板、徽章（バッジ、メダル、記念楯、カップ、トロフィー）
55	旗類	旗、のぼり、懸垂幕、横断幕、たすき、腕章
56	日用品類	荒物（物干し竿、ほうき、刷毛、ゴミ袋、トイレットペーパー、ごみ箱、物置）、食器、布製かばん、玩具、時計
57	贈答用品	贈答用品、記念品、金券、旅行券、錫杯
58	百貨店・商社	（単独での発注なし）
59	消防・防災用品	消防用器材（消火器等消防設備、消防ホース、防護服、画像探索機、夜間用暗視装置、熱画像直視装置、地中音響探索装置、水中探査装置）、消火薬剤、オイルフェンス、オイル吸着マット、土のう袋、水土のう、煙感知器、安全ヘルメット、防毒マスク、防塵マスク、保護メガネ、酸素ボンベ、災害用テント、災害用仮設トイレ
60	食糧品	食料品（お茶、菓子類）、備蓄用食糧（アルファ化米、乾パン、粉ミルク）、動物用飼料
61	福祉用品・機器	車いす、歩行器、安全つえ、点字器、介護用おむつ

（物品供給等関係のご注意）

・ 賃貸関係は平成 22 年 6 月より業務委託の種目となりましたが、発注については従来どおり物品での発注となります。
・ 大阪市の「物品売払」については、これまでどおり大阪市独自で受付・承認を行います。大阪府の登録種目「62 古物商、金属くず業、再生資源集荷業」の登録は、大阪市入札参加有資格者名簿には登録されません。
・ 大阪市では、「58 百貨店・商社」での単独発注はありません。複数の種目での発注となります。
・ 生鮮食料品等の供給を希望する方は、この申請をする必要はありません（動物用飼料※を除く）。これらの契約に関することは、それぞれの局又は事業所へお問い合わせください。
　※動物用飼料は物品種目「60 食糧品」への登録が必要です。

(別冊)

種　　目　　一　　覧

― 業 務 委 託 用 ―

登録種目						種目コード	業務内容
大分類		中分類		小分類			
01	建物等各種施設管理	01	建物等清掃	01	庁舎清掃	001	庁舎・事務所等清掃
				02	病院清掃	002	病院施設の清掃
				03	室内環境測定	003	空気環境測定業務
				04	その他清掃	004	配水管清掃等
		02	機械設備等保守点検	01	電気設備	005	
				02	自家用電気工作物保安管理	006	
				03	冷凍設備	008	
				04	空調・冷暖房・換気設備	009	
				05	エレベータ設備	010	
				06	エスカレータ設備	011	
				07	道路トンネル附帯設備	012	
				08	屋外照明灯設備（街灯設備含む）	014	
				09	信号設備	015	
				10	ポンプ設備（道路排水、小規模プール含む）	016	
				11	燻蒸設備点検	017	
				12	定温設備点検	018	
				13	港湾標識灯点検	019	
				14	その他設備	020	道路標識等
		03	通信設備保守点検	01	電話交換機	021	
				02	その他通信設備	024	

（別冊）

登録種目						種目コード	業務内容
大分類		中分類		小分類			
		04	消防設備保守点検	01	火災報知機・消火設備・避難用設備等	025	
		05	附帯設備保守点検	01	屋外タンク貯蔵所等	179	
		06	環境関係測定機器保守点検	01	大気測定機器	028	
				02	水質測定機器	029	
				03	その他環境関係測定機器	030	
		07	浄化槽清掃・点検	01	浄化槽清掃	031	学校浄化槽設備を含む
				02	浄化槽点検	032	
				03	汚水処理施設保守点検	034	
		08	貯水槽清掃・点検	01	貯水槽清掃・点検	036	
		09	ボイラー清掃	01	ボイラー清掃	038	ボイラー、煙突清掃等、各種ボイラーの保守点検を含む
		10	土木施設清掃・除草	01	舗装道機械清掃	039	舗装道の機械清掃
				02	雨水排水施設機械清掃	040	下水道施設、雨水排水桝、下水管・雨水排水管の機械清掃
				03	土木施設維持管理業務	041	ｺｰﾄﾞ 039、040 以外の土木施設清掃・除草、その他維持管理業務（凍結防止剤散布、違法広告物撤去等）
				04	海面・水面清掃	042	
		11	公園清掃	01	公園	043	
				02	便所	044	
		12	土木施設管理	01	下水管・雨水管調査	180	テレビカメラ・目視含む
		13	上工水道施設管理	01	浄水場内特殊施設	046	施設点検管理業務
				02	水道管路施設	047	
				03	その他上工水道施設	048	

登録種目						種目コード	業務内容
大分類		中分類		小分類			
		14	植物管理	01	除草・草刈	049	土木施設以外の施設等
				02	草地管理	050	
				03	樹木管理	051	
				04	草花管理	052	
				05	チップ堆肥化	053	
		15	害虫等駆除	01	建物（ねずみ・衛生害虫等駆除）	054	車両・バス等の害虫駆除を含む。
				02	樹木	055	
				03	鳥害虫害等駆除	057	
		16	廃棄物処理	01	一般廃棄物（収集・運搬）	059	収集・運搬
				02	一般廃棄物（処分）	060	処分
				03	産業廃棄物（収集・運搬）	061	収集・運搬
				04	産業廃棄物（処分）	062	処分
				05	特別管理産業廃棄物（収集・運搬）	063	収集・運搬
				06	特別管理産業廃棄物（処分）	064	処分
				07	その他廃棄物処理	065	資源ごみ選別等
		17	警備	01	施設警備	066	有人
				02	機械警備	067	
				03	その他警備	068	イベント等会場警備、交通誘導警備含む
		18	受付・案内	01	受付（庁舎・施設）	069	
				02	電話交換	070	一部病院について時間外事務当直を含む
				03	駐車場管理・運営（警備業法適用外）	072	駐輪場含む
				04	その他受付・案内	073	イベント等会場案内

登録種目						種目コード	業務内容
大分類		中分類		小分類			
02	機械等施設点検・運転操作（プラント設備等に係るものを含む。）	01	施設保守点検整備	01	上工水道施設保守点検	074	プラント設備の保守点検整備
				02	下水道施設保守点検	075	
				03	大規模ポンプ施設保守点検	076	
				04	中小規模ポンプ施設保守点検	077	
				05	河川浄化施設保守点検	078	
				06	共同溝施設保守点検	082	
				07	水門等施設保守点検	083	
				08	天井クレーン施設保守点検	084	各種クレーンの定期整備点検、労基監督署検査受け
				09	その他保守点検整備	181	
		02	船舶等保守点検	01	船舶等保守点検	085	小型船舶定期点検
		03	施設運転操作管理	01	電気設備等運転操作管理	086	プラント設備等に係るものを含む運転操作管理
				02	空調等設備運転操作管理	087	
				03	上工水道施設運転操作管理	088	プラント設備の運転操作管理
				04	防　災　監　視	089	
				05	下水道施設運転操作管理	090	
				06	その他運転操作管理	091	

登録種目						種目コード	業務内容
大分類		中分類		小分類			
03	運搬請負	01	運搬・保管	01	事務所移転	092	
				02	美術品・楽器運搬	093	
				03	土砂運搬	094	
				04	保管	095	
		02	運行代行	01	一般貨物輸送	096	文書逓送等
				02	海上輸送	097	人員海上運送を含む
				03	その他運行代行	098	運転代行（ハイヤー・タクシー・バス等）
		03	梱包・発送	01	梱包作業	099	封入・封緘含む
				02	ダイレクトメール	100	発送作業含む
				03	宅配便	101	
				04	その他梱包・発送	102	
04	映画等制作・広告・催事、印刷	01	映画・ビデオ制作	01	映画・ビデオ等	103	
		02	広告代行	01	総合広告代行	106	車内・新聞・雑誌・テレビ・ラジオ等新聞折込等を含む
				02	各種広告企画	107	企画・製作
				03	ホームページ作成	108	
		03	催事	01	総合イベント	109	企画から会場設営まで
				02	イベント企画	110	
				03	会場設営	111	
				04	展示・音響・舞台照明・操作等	112	
		04	印刷・デザイン	01	デザイン企画印刷	115	デザイン企画を含む印刷
				02	マルチメディア企画・制作	116	パッケージデザイン含むプレス加工等
				03	デザイン	117	
				04	展示物品等の製作	118	模型、複製物等の作成
05	図面製作	01	図面製作	01	図面製作	119	
				02	地図製作	121	原図作成から印刷まで
				03	案内図作成	122	

(別冊)

登録種目						種目コード	業務内容
大分類		中分類		小分類			
				04	その他図面製作	123	法定図書色塗含む
06	医療	01	医療事務	01	医療事務	124	医療費の請求・点検、外来･入院、会計受付等
07	医療・理化学機器保守等	01	機器保守	01	医療・試験検査、理化学機器等保守	125	医療機器・試験検査、理化学機器等の保守点検
		02	滅菌	01	医療器具等の滅菌	126	
08	給食・配膳	01	給食・配膳作業	01	病院給食	127	入院患者への食事の提供(調理、配膳、食器洗浄等)
				02	学校給食	128	生徒への給食配膳
				03	食器洗浄	129	入院患者に提供した食事の食器洗浄等
09	環境調査・検査その他の調査・検査	01	環境調査・検査	01	計量証明事業に係る調査・検査	130	
		02	土壌汚染状況調査	01	土壌汚染対策法に基づく調査	131	
				02	大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づく調査	132	
		03	その他調査	01	その他環境に係る調査	133	交通量調査、排出量調査、対策検討調査、省エネ調査・検討
		04	その他検査	01	理化学検査	134	
				02	作業環境測定	135	
				03	放射能測定	136	
				04	臨床検査	137	
				05	集団検診	138	
				06	その他検査	139	
10	情報処理	01	情報処理	01	システム企画・開発	140	
				02	システム運用・保守	141	電算機オペレーション等

登録種目						種目コード	業務内容
大分類		中分類		小分類			
				03	データ入力・作成	142	画像処理、アンケート調査集計、マイクロフィルム作成等
				04	情報処理サービス	145	ＡＳＰ、電算機センター業務等
				05	システム監査	146	
				06	その他情報処理	147	
11	クリーニング	01	医療関連クリーニング	01	基準寝具類	148	患者用のクリーニング
				02	基準寝具類以外の医療物品（白衣、手術衣等）	149	クリーニング及び破損部分の補修
		02	その他クリーニング	01	寝具	150	
				02	その他クリーニング	154	
12	賃貸	01	建物等賃貸	01	建物	155	仮設ハウス・トイレ等
				02	樹木	156	人口植林含む
		02	事務用品賃貸	01	機械器具	157	
				02	情報処理用機器	158	パソコン、電子計算機等、サーバ、プリンタ、情報通信機器、ソフトウェア
				03	複写機（複写サービスを含む）	159	
				04	ファクシミリ	160	
				05	その他事務用品	161	音声付順番案内システム等
		03	医療機器賃貸	01	基準寝具等	162	患者への基準寝具類の貸与（洗濯、消毒及び補修等を含む）
				02	医療機器	163	
		04	自動車賃貸	01	自動車	164	レンタカー、リース

登録種目						種目コード	業務内容
大分類		中分類		小分類			
		05	その他の賃貸	01	その他賃貸	165	電話（携帯電話含む）、理化学機器、建機（ショベルカー等）、布団、おしぼり、タオル等の賃貸、その他155～164に該当しないもの
13	その他代行	01	旅行	01	旅行	166	視察等
		02	翻訳・通訳	01	翻訳・通訳	167	
		03	速記	01	速記	168	
		04	動植物飼育	01	動植物飼育	169	
		05	楽器調律	01	楽器調律	170	
		06	図書等整理	01	図書等整理	171	
		07	人材派遣	01	人材派遣	172	一般労働者派遣業、特定労働者派遣業
		08	筆耕・タイプ	01	筆耕・タイプ	173	
		09	研修	01	研修	174	運転免許等講習関係事務含む
		10	採水	01	採水	175	
		11	土地家屋調査	01	土地家屋調査	176	土地家屋調査士法第3条に基づく業務（土地家屋調査士、土地家屋調査士法人、公共嘱託登記土地家屋調査士協会のみの登録）
		12	不動産鑑定	01	不動産鑑定	177	不動産の鑑定評価業務
		13	託児業務	01	託児業務	178	
		14	放置車両確認事務	01	放置車両確認事務	182	道路交通法に基づく事務
		15	電力供給・売買	01	電力供給・売買	183	
		16	電気通信事業	01	電気通信事業	184	通信サービス含む
		17	各種施策研究・調査	01	各種施策研究・調査	185	施策に関するコンサルティング業務等
		18	災害対策	01	災害対策	186	備蓄水作成委託等
		19	建物・構造物各種調査	01	建物・構造物各種調査	187	耐震調査等
		20	損害保険	01	損害保険	188	
		21	繁華街等パトロール	01	繁華街等パトロール	189	

登録種目						種目コード	業務内容
大分類		中分類		小分類			
		22	患者等搬送	01	患者等搬送	190	
		23	試験問題作成	01	試験問題作成	191	学力テスト等の作成
		24	各種施策執行・検査・運営等補助	01	各種施策執行・検査・運営等補助	192	各種事務的検査等に係る事務補助
		25	森林管理	01	森林管理	193	
		26	そ　の　他	01	そ　の　他	200	ｺｰﾄﾞ 001 から 193 に該当しないもの（申請時に具体的内容を入力）

大阪市では 12 賃貸（種別コード 155～165）の発注については、従来どおり物品で行います。